

## 学 務 課

## 学級編制基準の改正について

## 1 経 緯

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が4月22日に施行され、小学校第1学年の学級編制の標準が現行の40人から35人に改正されたことに伴い、東京都教育委員会において、同日、「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」を改正したもの。

## 2 改正の内容

小学校第1学年の1学級の学級編制基準を40人から35人に変更する。

裏面「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の学級編制基準」(平成23年4月22日東京都教育委員会告示第20号)参照

## 3 学級編制基準日

平成23年4月22日

ただし、児童数については、4月7日の児童数を4月22日の児童数とみなす。

## 4 クラス替え実施日

平成23年5月2日(月)

## 5 対象校 小学校5校

本田小学校	新1年生	72人	2学級→3学級
道上小学校	同	147人	4学級→5学級
末広小学校	同	37人	1学級→2学級
こすげ小学校	同	74人	2学級→3学級
幸田小学校	同	112人	3学級→4学級

## 6 その他

今回の法改正では、上記のほか、都道府県教育委員会が定める学級編制基準について、学校設置者はこれに従わなければならないとされている点を緩和し、標準としての基準とすること、学級編制の際の都道府県教育委員会の同意協議の義務付けが廃止となり、事後の届け出制に改めること(以上の点については平成24年4月1日施行)、東日本大震災により被災した児童・生徒等の学習支援や心のケアを行うために、教職員定数に特別の措置を講じることなどの改正が行われている。

# 東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の 学級編制基準

昭和四五年四月一日

教育委員会告示第二三号

最新改正 平成三年四月二日

教育委員会告示第二〇号

東京都の公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ）の二学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人（第二学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人）
	連続する二つの学年の児童で編制する学級	十人
	学校教育法第八十一条の規定に基づき特別支援学級	八人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	学校教育法第八十一条の規定に基づき特別支援学級	八人

## 備考

- 一 次の各号に掲げる場合においては、一学級の児童又は生徒の数を当該各号に定める人数として学級を編制することができる。
  - (一) 小学校第二学年にあつて、同学年の児童で編制する学級の基準により算定した学級の平均の児童の数が三十九人を超える場合 三十九人
  - (二) 中学校第二学年にあつて、同学年の生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の生徒の数が三十八人を超える場合 三十八人
- 二 小学校の連続する二つの学年の児童で編制する学級で、一つの学年（第二学年及び第六学年を除く。）の児童数が六人以上の場合並びに第二学年及び第六学年にあつては、その学年を一つの学級として編制する。